

## 利用料金等

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受理事務サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

### (1) 基本料金（1日あたりの自己負担1割のめやす）

基本利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
4～5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5～6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6～7時間未満	584円	689円	796円	910円	1,008円
7～8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円

※施設が送迎を行わない場合、基本サービス費より片道につき47円を差し引かせて頂きます。

### (2) その他の介護給付サービス加算

	加算	加算料金	加算条件
A	入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助支援を提供した場合 入浴介助に係る職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施している場合。
	入浴介助加算（Ⅱ）	55円/回	医師等が利用者の居宅を訪問する等、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価した場合。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で当該利用の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合。

B	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が70%以上配置されている場合。 ②10年以上の勤続年数がある介護福祉士が25%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/回	介護福祉士が50%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/回	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が40%以上配置されている場合 ②7年以上の勤続年数がある者が30%以上配置されている場合
C	中重度者ケア体制加算	45円/回	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上配置されている場合。  前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上のご利用者の占める割合が30%以上の場合。  指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置されている場合名
D	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に9.2%を乗じた単位数	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数をご負担頂きます。 但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に8.0%を乗じた単位数	

※サービス提供強化体制加算については、限度額管理の対象外となります。